

家庭用ヒートポンプ給湯機の事案		NO.	
経済産業省			
(1) リスク低減のための対策			
①経済産業省は、住宅の設計・施工時における騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の 据付けガイドブックの活用を促すため、住宅事業者や設置事業者へ据付けガイドブックの説明及び普及を促進し、適切な時期にその効果の確認を行うよう、一般社団法人日本冷凍空調工業会を指導すること。	4	C	
②経済産業省は、設置状況によってはヒートポンプ給湯機の運転音に起因した健康症状を訴える者が生じる可能性があることを、製品カタログに記載する等により、消費者に伝わるよう、製造事業者を指導すること。	5	C	
③経済産業省は、低周波音が健康症状を発生させる可能性があることに鑑み、ヒートポンプ給湯機の運転音に含まれる低周波音の更なる低減等に向けて、製品開発を行う際に配慮するとともに、低周波音の表示の在り方について検討を行うよう、製造事業者を促すこと。	6	C	
環境省			
④環境省は、低周波音の人体への影響について、一層の解明に向けた研究を促進すること。	7	H	
経済産業省			
(2) 健康症状の発生時の対応			
⑤経済産業省は製造事業者に対して、ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動によって健康症状が生じたとする個々の事案に対応して、製造事業者が健康症状の軽減に向けたヒートポンプ給湯機に関する具体的な対策を検討し提案するとともに、その履行がなされるように取り計らうなど丁寧な対応に努めるよう、指導すること。	8	C	
消費者庁			
⑥消費者庁は、ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動によって健康症状が生じたとの苦情相談への対応方法を地方公共団体に周知すること。	9	C	
環境省			
⑦環境省は、現場での音の測定値が参照値以下であっても慎重な判断を要する可能性があることを、一層明確に周知すること。	10	C	
公害等調整委員会			
⑧公害等調整委員会は、紛争となった場合の地方公共団体における適切な公害苦情対応について検討を行い、地方公共団体に対して指導、助言を行うこと。	11	C	

平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプールの事故		NO.	
文部科学省 厚生労働省 内閣府			
1. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、幼稚園等でのプール活動・水遊びに関し、次の(1)及び(2)の措置を講じるよう地方公共団体及び関係団体に求めるべきである。			
(1) プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう幼稚園等に対して周知徹底を図る。また、既にこれらの取組を行っている幼稚園等に対しては、再度、周知徹底を図る。	12	G	
① プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。			
② 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる教職員に対して、幼児のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。			
③ 教職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当てについて教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対応できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行う。			
(2) 幼稚園等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、幼児の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼稚園等における自発的な安全への取組を促す。	13	C	
2. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、幼稚園等で発生したプール活動・水遊びにおける重大な事故について、類似事故の再発防止のために、幼稚園等に対して事故情報の共有を図るべきである。			
14	I		
文部科学省			
3. 文部科学省は、幼稚園等における具体的な取組が推進されるよう、独立行政法人日本スポーツ振興センターの知見を活用することなどにより、幼児のプール活動・水遊びにおける事故防止のための具体的な手法について情報提供を行うべきである。			
15	C		
4. 文部科学省は、上記1. から3. の対策の趣旨を踏まえ、小学校低学年におけるプール活動・水遊びの安全確保に取り組みべきである。			
16	D		
平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプールの事故(再意見)		NO.	
文部科学省 厚生労働省 内閣府			
1. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、地方公共団体及び関係団体に対し、実態調査を参考にして次の(1)、(2)、(3)及び(4)の措置を講じるよう求めるべきである。また、文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、必要な時期に幼稚園等の取組の状況を把握し、それを踏まえてガイドラインを見直すなどして、適切な取組が行われるようにすべきである。その際、実態調査においてガイドラインの存在を把握していない傾向がみられた、私立幼稚園や認可外保育施設、人口10万人未満の市町村に所在する園等、取組が十分でないと考えられる幼稚園等について配慮すべきである。			
(1) プール活動・水遊びを行う場合は、次の①から④までの取組を行うよう、幼稚園等に対して一層の周知徹底を図る。また、地方公共団体は、安全確保の充実及び幼稚園等への指導監査等により、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにする。	17	G	
① プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止する。			
② 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行う。			
③ 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当てについて教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対応できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行う。			
(2) 地方公共団体は、(1)②「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、幼稚園等がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、園長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事故事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行う。	18	D	
(3) 地方公共団体は、(1)③「心肺蘇生を始めとした応急手当ての教育」に関し、子供の特性を踏まえたものとなるよう、研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行う。	19	D	
(4) 幼稚園等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、子供の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼稚園等における自発的な安全への取組を促す。	20	C	
2. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、幼稚園等で発生したプール活動・水遊びにおける重大な事故について、類似事故の再発防止のために、幼稚園等に対して情報の共有を図るべきである。また、類似事故の再発防止に活用するために、事故及びヒヤリハットの情報についても、幼稚園等や幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して自主的な協力を促すなどして、収集・蓄積する仕組みを検討すべきである。			
21	I		
文部科学省			
3. 文部科学省は、上記1及び2の対策の趣旨を踏まえ、小学校低学年におけるプール活動・水遊びの安全確保に取り組みべきである。			
22	D		

平成18年6月3日に東京都内で発生したエレベーター事故		NO.	
国土交通省			
(1) 安全性を確保した設計の徹底 製造業者の責任において、エレベーター自体の設計が、保守管理に関する技術情報及び一定の技術力を持つ保守点検・検査員であれば、適切な保守管理を行うことができるものとなるよう、製造業者の対応を促すなど必要な措置を講ずること。			
		23	E
(2) 適切な保守管理の実現			
① 保守管理に関する情報の伝達についての措置の実施 既設のものを含む全てのエレベーターについて、製造業者が、所有者・管理者及び所有者・管理者から委託を受けた保守管理業者に対し、保守点検マニュアルを提供することを製造業者に促すなどし、所有者・管理者及び保守管理業者が確実に最新の情報を入手できるよう、必要な措置を講ずること。			
		24	E
② 情報に基づく保守管理の遂行のための措置の実施			
・ 保守点検マニュアルに、対象エレベーターの特徴等を踏まえた点検項目、点検内容及び目安となる点検周期のほか、ブレーキ等安全に関わる装置の構造、調整方法、作業手順、部品の交換基準等、保守管理業者が当該エレベーターの保守点検を適切に行うために必要な内容が、製造業者の責任において定められるよう、製造業者の対応を促すなど、必要な措置を講ずること。			
		25	C
・ 既設のものを含む全てのエレベーターにおいて、所有者・管理者と保守管理業者の間で具体的な点検周期を定めた上で、保守点検が保守点検マニュアルの中で具体的に定められた点検項目や点検内容に沿って行われるように、国土交通省が平成28年2月19日に公表した「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」（以下、あわせて「維持管理指針等」という。）の周知・普及等を行うとともに、維持管理指針等の内容がより具体的かつ実務的なものとなるよう、必要な措置を講ずること。			
		26	C
・ チェックすべきポイントについては写真や実測データ等をもって保守点検結果の報告が行われるよう、維持管理指針等の周知・普及等を行うこと。			
		27	C
・ 維持管理指針等の周知・普及等を行うとともに、それらの内容が具体的かつ実務的なものとなり、保守管理業者によって以下の対応が確実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。 (a) 不具合対応後に作成される作業報告書等には、保守点検員が取得した不具合情報について、写真や実測データ等、不具合の状況が分かるような記録が添付されること。 (b) 保守点検員が不具合情報を取得し、何らかの判断をした場合やそれに基づいて修理等の作業を行った際には、その判断理由及び処置内容等を正確かつ詳細に上記の作業報告書等に記録すること。 (c) 上記の作業報告書等が、保守管理業者から所有者・管理者へ確実に提出されること。			
		28	E
③ 保守点検員の技術力を担保するための措置の実施			
・ 製造業者や保守管理業者による研修を受講させるような教育制度の整備等により、保守点検員として要求される技術力が担保されるよう、必要な措置を講ずること。			
		29	D
・ エレベーターの仕様や機種に応じて保守点検員が継続的に知識を習得することができるよう、必要な措置を講ずること。			
		30	D
④ 指針等の周知・普及及び改善等の実施 維持管理指針等の周知・普及を図り、一定期間経過後に、維持管理指針等の活用度や、維持管理指針等が所有者・管理者にとって活用しやすいものとなっているかを調査し、必要な改善に努めること。			
		31	D
(3) 既設のエレベーターに対する戸開走行保護装置の設置の促進			
① 既設のエレベーターについて、戸開走行保護装置設置がどの程度進んでいるのかに関し、平成21年の改正建築基準法施行令施行後の進捗状況を把握・分析すること。			
		32	D
② 上記分析の結果を踏まえた対策に加え、引き続き、設置が容易で確実な装置の開発支援や、所有者の意識の啓発など、戸開走行保護装置の設置の普及促進のための対策を検討・実施すること。			
		33	H
③ 上記所有者の意識の啓発を行うに当たっては、所有者・管理者が、製造業者及び保守管理業者の協力を得て、共に戸開走行保護装置の設置に関する検討を行うよう、製造業者、保守管理業者及び所有者・管理者へ促すこと。			
		34	C
(4) 所有者・管理者への働き掛け 所有者・管理者に対して、維持管理指針等の普及等により、エレベーターの維持保全義務が課されていることを周知するとともに、既設のエレベーターへの戸開走行保護装置の設置に関する意思決定や、保守点検マニュアル及び不具合に関する情報等の取得・保存、これらを確実に保守管理業者に渡すこと、さらには緊急時の通報訓練への参加など、エレベーターの維持管理に主体的に関わることの重要性について啓発すること。			
		35	G
(5) 緊急時の初動体制・救助体制確保に向けた取組の促進			
① 製造業者に対して、手動ハンドル等の救助装置について、機器等に直接明示したり、保守点検マニュアルに記載するなどの方法によって、装置に関する情報が、保守点検員に確実に伝達されるように促すこと。			
		36	G
② 保守管理業者に対して、通報受付時の確認項目及び初動体制・救助体制等を定めた社内マニュアルの整備並びに通報訓練等の実施を促すこと。			
		37	G
③ 所有者・管理者に対して、通報受付時の確認項目を定めたマニュアル等の整備及び通報訓練等の実施を促すこと。			
		38	G

平成21年4月8日に東京都内で発生したエスカレーター事故		NO.	
1 国土交通大臣への意見			
(1) 制度面の見直し			
① エスカレーター側面からの転落防止対策について			
	・ エスカレーター側面からの転落を防止するため、高所に設置されるなど転落事故が発生した場合に重大な事故に至る可能性が高いエスカレーターについて、国土交通省は、施設ごとの設置環境に応じたガイドラインを策定するとともに、施設の管理者、建築設計事務所及びエスカレーター製造会社（以下併せて「関連事業者」という。）による遵守を徹底させること。 また、その効果について検証し、十分な実効性が確保されない場合には、法的整備も含めた更なる対策を検討すること。	39	A
	・ 一般社団法人日本エレベーター協会（以下「エレベーター協会」という。）に対し、転落防止のための具体的な方策と技術的な仕様等の統一的な基準の整備を促すこと。	40	B
② エスカレーターのハンドルへの接触予防対策について ・ エスカレーターのハンドルへの接触は人体が持ち上がる危険性があることから、エレベーター協会に対し、ハンドルへの接触予防対策について、その標準化に向けた検討を促すこと。			
		41	B
(2) 事業者への指導			
① 関連事業者等に対し、人がエスカレーターのハンドルに接触し、持ち上がり、転落する危険性について周知徹底すること。 既設のエスカレーターを含め、各施設の所有者・管理者に対し、その設置環境に応じて、人のエスカレーター側面からの転落防止対策及びハンドルへの接触予防対策を積極的に講じるよう促すこと。			
		42	C
② 施設の管理者・エスカレーター製造会社等に対し、エスカレーターはその構造上、適切な安全対策を実施した後も一定のリスクが残ることについて、利用者に向けて具体例を挙げ、継続的に注意・啓発するよう促すこと。			
		43	C
2 国土交通大臣・消費者庁長官への意見			
関連事業者等と連携・協力し、利用者に対してエスカレーターには適切な安全対策を講じた後も依然として事故につながるリスクが残留していること、そのためエスカレーターの安全な利用方法を守ることが重要であること等について、具体例を挙げながら必要な情報提供を行うこと。			
		44	F

機械式立体駐車場(二段・多段方式、エレベーター方式)で発生した事故		NO.			
1 国土交通大臣への意見					
(1) 制度面の見直し					
① 現在、国土交通省において検討が進められている、安全性審査に係る駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定による大臣認定制度(以下「大臣認定制度」という。)の見直しに当たっては、過去に大臣認定又は公益社団法人立体駐車場工業会(以下「工業会」という。)の認定を受けた駐車装置であっても、新たに設置する場合は、改正後の大臣認定制度における安全基準に基づき、必要な設計変更等を行った上で、改めて認定を受けることとするなど、利用者の安全に十分に配慮した制度とすること。	45	A			
② 工業会に対して、「機械式駐車場技術基準」(工業会発行)(以下「技術基準」という。)の全面的な見直しを行う際、実際の利用環境や人の行動特性も考慮したリスクの分析、評価など十分なリスクアセスメントを行い、平成26年度中に改定するよう促すこと。また、製造者に対しても、上記技術基準の見直しに併せて、各社の設計基準の整備、見直しを促すこと。	46	B			
③ 駐車装置の安全性に関する基準について、国際的な機械安全の考え方に基づき質的向上を図り、業界全体に適用させるため、JIS規格化について早急に検討を進めること。	47	B			
④ 駐車場法(昭和32年法律第106号)は、駐車面積が500㎡以上の一般公共の用に供する駐車場のみで政令で定める技術的基準への適合を求めているため、マンション居住者用の駐車場等に設置されている駐車装置には適用されない。これらの駐車装置についても、その安全性を確保するための法的な整備の検討を早急に始めること。	48	A			
⑤ 製造者から利用者への安全に関する情報提供を確実にするための仕組みの検討を早急に行うこと。	49	I			
上記③、④及び⑤については、平成26年度中に検討結果を明らかにすること。					
(2) 取付の設備への対応 工業会によるリスクアセスメントの結果判明した、重大な事故につながる高いリスクについては、本調査報告書にある再発防止策等を参考に、目標年限を区切る等して既存駐車装置の改善を促進するための施策を講ずること。また、後述の2(1)に記載のある関係者間の連携による安全対策の検討・実施を促すこと。	50	D			
(3) 事故情報収集及び公開の仕組みの構築 駐車装置で発生した事故情報の継続的な収集・分析を行い、その結果を適切に公開するとともに、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」(平成26年3月、国土交通省)及び技術基準の見直し、製造者への情報のフィードバックを行うなど、事故の再発防止及び駐車装置の安全性の向上を図るための仕組みを構築すること。	51	I			
2 国土交通大臣 消費者庁長官への意見					
(1) 安全対策の検討・実施の推進 駐車装置は一度事故が起きたら重大な被害の発生につながることで及び長期間にわたって使用されることが踏まえ、目標年限を区切る等して、製造者、保守点検事業者、所有者・管理者(マンション管理組合を含む。)、利用者に対して、協議の場を設置し、連携した安全対策の検討・実施を促すこと。				52	F
(2) 安全利用の推進 製造者、設置者及び所有者・管理者に対して、駐車装置の安全な使用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に向けた説明の徹底を促すこと。また、製造者及び保守点検事業者等に対して、所有者・管理者と協力して利用者に向けた教育訓練の実施を促すとともに、利用者に対して参加を促すこと。	53	G			
(3) 注意喚起の実施 具体的な事故事例等を基にするなど、駐車装置が有する危険性及び駐車装置を利用するに当たっての注意点をとりまとめ、利用者に対して継続的な注意喚起を実施すること。	54	F			
機械式立体駐車場(二段・多段方式、エレベーター方式)で発生した事故(追加)		NO.			
国土交通大臣への意見					
1. 登録認証機関が作成した「機械式駐車装置の安全機能に関する認証基準」の見直し等 ワイヤロープの強度及び安定性に関する基準は、現在の静荷重に基づく算出方法に加え、設備の動作によって定期的に発生する引張り力も踏まえたものとするよう、登録認証機関による対応を求めるべきである。 また、ワイヤロープの安全率にその疲労損傷要素を含めることについて検討するよう、登録認証機関による対応を求めるべきである。				55	B
2. 保全及び保守点検に関する課題への対応					
(1) 製造者が推奨する定期交換対象品の経年劣化によるリスクの整理及び定期交換の促進 定期交換を推奨する機器及び部品(以下「機器等」という。)のうち、経年劣化による不具合の発生が生命身体事故につながる危険性が高いと製造者が判定するものについては、製造者から所有者並びに管理事業者及び保守点検事業者にリスクを周知し、機器等の交換を促進するよう、製造者による対応を求めるべきである。特に、使用者と機械の動きを隔離する装置(前面ゲート等)が設置されていない設備は、優先的に対応を求めるべきである。	56	D			
(2) 国土交通省が示す標準保守点検項目等の見直し検討 標準保守点検項目のうち、不具合の発生が生命身体事故の要因となることが製造者において想定される装置については、機器等の劣化状況を示すことにより、交換を促進できるような点検項目に見直しをすべきである。 以下に標準保守点検項目の見直し例を挙げる。 ①電動装置のブレーキ機能については、現在の動作確認に加え当該機構部品への直接的な点検(測定等)を追加すること。 ②制動装置のシーケンサ及びギンバートの機能点検については、点検項目を明示すること。	57	E			
(3) 製造者が示す設計耐用年数及び保全計画の周知 保全計画に基づき設備ごとの設計耐用年数及び保全計画を所有者等に説明及び提出するよう、製造者又は保守点検事業者による対応を求めるべきである。	58	E			
(4) 設備の適切な維持管理に関する所有者からの問合せ対応に係る仕組みの周知 国土交通省が作成した「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」は、所有者及び管理事業者から製造者への設備の適切な維持管理に係る問い合わせに対応する仕組みを製造者において整備することとしており、この仕組みを、引き続き、所有者及び管理事業者のほか、保守点検の専門事業者にも周知する必要がある。その方法のひとつとして、同指針に記載された「保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト」を見直しをすべきである。	59	C			
3. 事故情報の共有 消費者安全調査委員会と国土交通省が連携して設備の安全性向上を図るために、以後、国土交通省において収集したマンション等の設備において発生した自動車の落下事故の情報を消費者安全調査委員会に提供すること。	60	I			

子供による医薬品誤飲事故(経過報告)		NO.	
1 厚生労働大臣への意見			
厚生労働省は、子どもによる医薬品の誤飲防止のため、次の(1)、(2)及び(3)の取組を行うよう地方公共団体及び関係団体に求めるべきである。			
(1) 子どもによる医薬品の誤飲事故の発生自体を認識していない保護者も少なくないことから、医薬品の誤飲のリスクについて、子どもの年齢や発達段階によって変化する行動特性や、子どもによる大人用医薬品の誤飲が多く発生し、入院に至るような重い中毒症状を呈すると考えられる向精神薬等の誤飲も発生していること等も踏まえ、できるだけ具体的なポイントを示しつつ、保護者に対して広く周知し、家庭での適切な管理を促すこと。	61	F	
(2) 子どもが誤飲して、重中毒症状を呈するリスクが高い医薬品を中心に、医薬品を処方及び調剤する際に、子どもによる誤飲について保護者に伝わる注意喚起を行うこと。	62	F	
(3) 子どもによる医薬品の誤飲に対する対処方法を知らない保護者が多いという実態に鑑み、保護者に対して、子どもによる医薬品の誤飲事故が発生した場合に的確な対処方法の相談や指示ができる機関に関する情報提供の徹底を図ること。	63	F	
2 消費者庁長官への意見			
消費者庁は、子どもによる医薬品の誤飲防止のため、保護者等に対して、上記(1)及び(3)を内容とする注意喚起を行うべきである。			
子供による医薬品誤飲事故		NO.	
1 厚生労働大臣への意見			
(1) チャイルドレジスタンス包装容器の導入 厚生労働省は、子供による医薬品の誤飲防止のため、包装容器による対策について次の取組を行うこと。			
①子供は開封しにくく、中・高年には使用困難ではない包装容器の実現可能性を示した本調査結果も踏まえ、チャイルドレジスタンス包装容器の標準化を始めとする導入策を検討すること。	65	B	
②チャイルドレジスタンス包装容器の導入に際しては、調査委員会の調査結果や海外での事例を参考に、対象とする医薬品の範囲、チャイルドレジスタンス包装容器に対する消費者の理解醸成や補助具の利用促進といった補完策も含め、具体的な方策について、医療関係者、服用者、子供や高齢者の安全、製品安全などの専門的な知見を持った者をそれぞれ加えて十分に議論し進めていくこと。	66	D	
(2) 医療関係者を通じたリスク等の周知 厚生労働省は、子供による医薬品の誤飲防止のため、子供が誤飲して、重い中毒症状を呈するリスクが高い医薬品を中心に、医薬品を処方及び調剤する医療関係者に対して、子供による誤飲について保護者に伝わるように、地方公共団体及び関係団体を通じて、継続的に注意喚起を行うこと。	67	C	
(3) 地方公共団体や関係団体を通じたリスク等の周知 厚生労働省は、子供による医薬品の誤飲防止のため、次の取組を広く継続的に行うよう地方公共団体及び関係団体に求めること。			
①子供による医薬品の誤飲事故の発生の可能性自体を認識していない保護者も少なくないことから、医薬品の誤飲のリスクについて、子供の年齢や発達段階によって変化する行動特性、子供による大人用医薬品の誤飲が多く発生し、入院に至るような重い中毒症状を呈すると考えられる向精神薬等の誤飲も発生していること等も踏まえ、できるだけ具体的なポイントを示しつつ、保護者に対して広く周知し、家庭での適切な管理を促すこと。	68	F	
②子供による医薬品の誤飲に対する対処方法を知らない保護者が多いという実態に鑑み、保護者に対して、子供による医薬品の誤飲事故が発生した場合に的確な対処方法の相談や指示ができる機関に関する情報提供の徹底を図ること。	69	F	
2 消費者庁長官への意見			
消費者庁は、子供による医薬品の誤飲防止のため、保護者等に対して、1.(3)を内容とする注意喚起を広く継続的に行うこと。			
	70	F	